

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見がある場合は、縦覧期間満了の日までに宮城県産業経済部食産業・商業振興課に到達するよう意見書を提出することができる。

平成19年2月28日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 届出者名

みやぎ生活協同組合 専務理事 荻原 多加資

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

みやぎ生活協同組合高砂店
多賀城市高橋二丁目17-3

3 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所

みやぎ生活協同組合 専務理事 荻原 多加資
仙台市泉区八乙女四丁目2-2

4 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）

小売業者名	代表者名	住 所
みやぎ生活協同組合	専務理事 荻原多加資	仙台市泉区八乙女四丁目2-2

（変更後）

小売業者名	代表者名	住 所
みやぎ生活協同組合	専務理事 荻原多加資	仙台市泉区八乙女四丁目2-2
（有）多賀城フラワー	代表取締役 鈴木貴資	多賀城市高橋二丁目15-10

5 変更の年月日

小売業者名	変更年月日
（有）多賀城フラワー	平成18年6月22日

6 届出年月日

平成19年2月16日

- 7 縦覧場所
宮城県産業経済部食産業・商業振興課、宮城県県政情報センター及び多賀城市役所
- 8 縦覧期間
平成19年2月28日から平成19年6月28日まで（ただし、閉庁日を除く。）
- 9 意見書提出先
仙台市青葉区本町三丁目8番1号
宮城県産業経済部食産業・商業振興課
- 10 意見書提出に関する注意事項
縦覧場所に備え付けの「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」（経済産業省告示第85号）及び意見書様式を参考のこと。